



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号(DC会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043(222)7207 番
FAX 043(224)7197 番

2001.2.26 No. 5272

「シニア制度」差別地労委第1回審問行なわれる (2月20日)

千葉地労委

JR東日本に「要望」を行なう

2月20日、10時から、千葉地労委において、「シニア制度」差別事件の第1回審問が行われ、組合側証人として中野委員長が証言を行い、年金改悪を悪用して「シニア制度」を組織破壊攻撃の道具として利用するJR東日本の不当労働行為意思を明らかにしてきた。

これ以上の不利益拡大は許されぬ

当日は、審問に入る前段で公益委員から、2月13日に行われた公益委員会議の結果について報告が行われた。この間、申立人となつている3名(浅野さん、三平さん、羽鳥さん)については、時間が経てば経つほど不利益扱いが拡大することから、これ以上の拡大を防ぐために「実効確保の勧告」を交付することを地労委に迫ってきた。これに関する協議が公益委員会議で行われたものだ。

公益委員会議の結果については公益委員から口頭で別掲のとおり「要望」が会社側に対して行われた。

これは、組合員3名が、「シニア制度」が適用されないままになれば本年の誕生日以降退職せざるを得ないという切迫した状況にあることから、地労委としてはこれ以上不利益が拡大しないように会社側に対してあらためて再雇用先の情報等を提供するように出されたものだ。

われわれは、この要望が出されたことに対して、JR東日本が誠実に実行するよう職場及び

交渉等の場で闘いを展開するものである。

年金改悪への悪乗りは許せぬ

公益委員からの要望が行われた後、中野委員長に対する主尋問が行われた。まず、動労千葉の結成の経過について確認し、続いて分割・民営化を前後する国鉄—JR東日本の動労千葉に対する強制配転の実態や不当労働行為申し立てに関してことごとく救済命令が交付され、これについてJR東日本が一切履行を無視し、「地労委は常識がない」などと団交の席上で発言している実態等について明らかにした。

次に、本件不当労働行為について証言を行った。まず、「シニア制度」導入の経過について

JR東日本に対する千葉地労委の「要望」

申立人3名は平成13年のそれぞれ誕生日をもって退職となってしまうため、被申立人は申立人3名に係る定年後の再雇用について早急に具体的な情報提供等を行うことを要望する。

証言し、年金支払い年令の引き上げにともない法律により65歳定年延長が各企業に対して努力義務ではあれ課せられている以上、JR東日本としてもこれに従うべきであること、年金が減額されることを逆手にとつて低賃金で働かせること自体不当であり、会社として年金生活に余裕を持たせるように努力する必要があることを訴えた上で、JR東日本がこれに悪乗りして60歳以降の人件費を一切出費しないなど、傲慢不遜な態度に出ていることを批判した。

提案時に「協定」説明は一切なし

さらに、動労千葉に対する99年12月の提案時や昨年3月の修正提案時には鉄道業務の委託を推進するとの項目が入った「シニア協定」の説明は一切なかったことを説明した上で、鉄道業務の全面的な委託の問題について、現に働いている労働者の働く場がなくなること、今後10年先には技術力を全く持たない鉄道会社になつてしまうことになりかねないため、安全を確保するためには最低限の業務は直営で行うべきであり、「シニア協定」を簡単に認めることはできないと証言し、「シニア協定」をめぐる会社の不当な対応と業務委託とワンセットにした協定の不当性を明らかにした。

また、これまでも個別の協定についてはJR東日本とJR総連の間で締結しても就業規則化し、他の組合員にもその内容を強制してきたにもかかわらず、

「シニア制度」については就業規則化しないのは不当であり、組合差別に他ならないことも明らかにした。また「シニア制度」は退職後のこととしていたが、実際には退職の前年に説明、紹介、試験等を行うことから、就業規則化すべきことも訴えた。

3名の不利益を早急に解消しろ

最後に、申立人3名に関して証言を行った。3名はいずれも東京メディアサービスに出向しているが、出向時点で「希望すれば63歳まで働くことができる」と説明をうけ、そのつもりで生活設計を立てていたにもかかわらず、「シニア制度」によりこの約束も反古にされ、再雇用されないという事態に陥るなど著しい不利益をこうむっている実態を説明した。その上で、労働委員会に対して、年金改悪に悪乗りして会社の意にそわない組合に所属する社員を排除しようとするJR東日本の態度は到底容認できないこと、企業としての責任をキチンと果たすような形にするためにも、早急に救済命令を発することを訴え、証言を終了した。

今回は、3月22日、10時から中野委員長に対する会社側反対尋問及び、田中書記長に対する組合側主尋問が行われる予定となっている。

「シニア制度」—検修・構内外注化阻止、JR総連解体—組織拡大、勝利命令獲得、地労委の「要望」実現に向けて全力で闘いぬこう。